



まちなかで営業している店舗の 事業継続・事業承継を応援します。

まちなかで店舗やオフィスを営業している事業者で事業継続や事業承継に向けて実施する店舗等の改修や備品購入に係る経費の一部を事業継続は最大40万円、事業承継は100万円を上限に補助金(補助率:1/2)を交付します。

申請期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで
※令和6年3月31日までに事業が完了し、支払いが完了となるものが対象です。

対象者

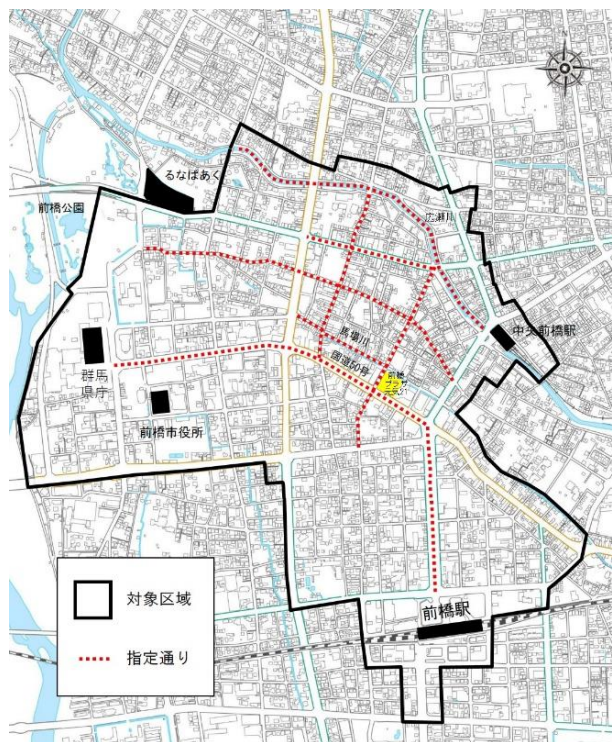
- 次に掲げる全ての条件に該当し、事業開始前に申請の上、審査の結果、採用となった方が対象です。
- 対象区域(下記参照)内で1年(事業承継は同一代表で5年)以上店舗等を営業している事業者
 - 週4日以上かつ1日あたり2時間以上の営業を行うこと
 - 風営法関連業種でないこと。
 - 前橋商工会議所の支援を受け、事業計画を作成する事業者

補助要件

補助金申請には、前橋商工会議所が作成する事業支援計画書の添付が必要です。事業計画や申請書類の作成にあたっては、前橋商工会議所のサポートが受けられます。

対象区域

前橋市アーバンデザイン
策定区域内(約158ha)



対象事業

- 店舗等の改装工事に係る費用(内装、外装、空調、給排水設備工事等)
- 店舗等で使用する耐用年数1年以上で取得価額1が10万円以上の備品購入費

※税抜額が対象となります。
※いずれも市内業者への発注が条件です。

補助金額

補助対象経費(税抜額)の2分の1以内の額【上限額】

区分	補助上限額	
	指定通り1階	左記以外
事業継続	40万円	30万円
事業承継※	100万円	

※詳細は裏面をご確認ください。

お問い合わせ

前橋市 産業経済部 にぎわい商業課

TEL: 027-210-2188 FAX: 027-237-0770

E-mail: nigiwai@city.maebashi.gunma.jp

事業承継

「事業承継に向けて」・「事業承継を契機に」
新しい取り組みを行う事業者を支援します。

- ☑前橋商工会議所のサポートを受け、事業承継に向けた計画(最大3カ年)を策定した事業が対象です。
 - ☑最大3カ年の承継計画に基づき実施する事業に係る経費を補助します。(上限100万円)
 - ☑承継完了年まで年度ごとに進捗状況報告書を提出してください。また、承継が完了した年度には、承継完了報告書を提出してください。
- ※必ず、前橋商工会議所のサポートを受けてください。

商工会議所による申請サポート

補助金申請にあたっては、前橋商工会議所が作成する「事業支援計画書」を添付して申請する必要があります。

なお、締め切り間近のご相談は対応できない場合があります。

【問い合わせ先】

前橋商工会議所
前橋市日吉町1丁目8-1
027-234-5111

【注意事項】

- 予算額に達した時点で、受付を締切ります。
- 令和4年度に本補助金の交付を受けた事業者は申請できません。
- 事業の開始前に申請が必要です。
- 職員による現地確認については、申請者の立ち合いが必要です。
- 補助事業の遂行に関する説明及び実地調査を求められた場合は、これに応じなければなりません。

その他詳しい条件等は令和5年度前橋市まちなか既存店支援補助金要項をご確認ください。

補助金支払いまでの流れ

※交付要項・申請書は、前橋市HPからダウンロードできます。
(表面右上のQR参照)

①補助要項を確認し「申請条件確認票」をにぎわい商業課に提出。
基本的な補助要件を満たしているか確認を受ける。

②後日、前橋商工会議所から連絡が入るので、要項に従って申請書を作成・準備する。
前橋商工会議所から「事業支援計画書」の交付を受ける。

③交付申請書の提出

④書類審査・現地確認

⑤交付決定

⑥事業実施(着工・発注)

⑦事業完了、業者への支払い

⑧実績報告書の提出

⑨現地確認・交付金額確定

⑩補助金の支払い

にぎわい商業課は前橋プラザ元気21の1階に事務所があります。お気軽にお越しください。

